

## 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品区分			定義及び解説		
要指導医薬品			下記のイからニに掲げるもののうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供される情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対応による情報の提供及び薬理学的見知に基づく指導が行われることが必要なもの。		
一般用医薬品			① 薬理作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に際し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の申請に際して法第14条第8項に該当するとした医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。(一般用医薬品を指します。)		
一般用医薬品			② その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く。)であって厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中でもリスクが比較的高い医薬品を指します。)		
一般用医薬品			③ 第2類医薬品		
一般用医薬品			④ 第3類医薬品		
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説			個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 〔記載例〕 ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第2類医薬品は、その文字を□(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。 ※要指導医薬品、一般用医薬品の直角の容器又は直接の被包に記載します。また、直角の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外側の容器又は部材の被包にも併せて記載します。		
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説			要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあっては、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から確認の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。 登録販売者は、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担当専門家です。		
要指導医薬品の陳列等に関する解説			要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。		
一般用医薬品の陳列等に関する解説			第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ別途して陳列棚に配置しています。		
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説			〔医薬品副作用被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るために、医療費・医療手当・障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続等については、下記にお問い合わせください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品副作用被害救済制度相談窓口 http://www.pmda.go.jp/index.html 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日・年末年始除く)		
個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置			医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。		
苦情相談窓口			所轄する保健福祉(環境)事務所又は保健所名: 福岡市城南保健所 電話番号 092 - 831 - 4208 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 15		

\* 法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

## 安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

### 《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体质、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

## 薬局の管理及び運営に関する事項

### お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の4によって義務付けられております。

1. 許可区分：薬局
2. 許可証の記載事項
  - ・薬局開設者名：草野仁
  - ・薬局名：くさの薬局
  - ・許可番号：第471051号
  - ・許可年月日：令和4年2月2日
  - ・有効期間：令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
  - ・所在地：福岡市城南区鳥飼5丁目5番8号
  - ・所轄自治体名：福岡県
3. 薬局管理者：氏名（薬剤師）草野洋子
4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
  - a 薬剤師：氏名 草野仁 担当業務 杉浦津季
  - b 登録販売者（従事した期間が2年以上）
    - 氏名 担当業務
  - c 登録販売者（従事した期間が2年未満）
    - 氏名 担当業務
5. 取り扱う医薬品の区分
  - 要指導医薬品 第1類医薬品 指定第2類医薬品
  - 第2類医薬品 第3類医薬品
6. 勤務者の名札等による区別
  - ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
  - ・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札を付けています。
7. ① 営業時間での相談対応時間及び連絡先
  - ・ 9 : 00 ~ 18 : 00
  - ・ 定休日：毎曜日・祝祭日
  - ・ 連絡先：
- ② 営業時間外での相談対応時間及び連絡先
  - ・ 18 : 00 ~ 9 : 00
  - ・ 連絡先：
- ③ 営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
  - ・ ～
  - ・ ～
8. 緊急時における連絡先
  - ・ 連絡先：

\* 法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

## 個人情報保護に関する基本方針

### 1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイドランジ」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

### 2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドランジをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイドランジに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合は除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

### 3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

開設者	草野仁
個人情報取扱責任者 (お問い合わせ先)	〒
電話番号	092-851-4585
ファクシミリ	092-851-4585
ホームページ	kusuri@kusano-pharmacy.com
Eメール	:

## 当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

### 1・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項

調剤管理料  
(4 / 28 / 50 / 60点)

お薬手帳等による利用申込医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。

服薬管理指導料  
(45 / 59点)

患者さんごとに用いたした薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報。後発医薬品に関する情報や薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面では情報伝達機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。

かかりつけ薬剤師指導料  
(76点)

患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの外来薬剤を販売する用薬、健康食品及び飲食物についても一元的、後発医薬品等として担当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の割合以上勤務し、いつもも薬や健診の相談を受け付けています。同書類が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。

かかりつけ薬剤師包括管理料  
(291点)

医療機関で「地域包括医療計算」若しくは「認定医地図包括診療算」又は、「地域包括診療料」若しくは「認定医地図包括診療料」で算定されている患者さんにて用いた場合、薬剤服用料の「時間外等加算」、「夜間・休日等加算」、「在宅患者投薬算加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」、「在院時共同指導料」、「経管投薬料」、「使用前投薬料」、「特定保険医療材料料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。

### 2・地域支援体制加算に関する事項

地域支援体制加算  
(10 / 32 / 40点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

### 3・無菌製剤処理加算に関する事項

無菌製剤処理加算  
(69 / 79点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1日につき所定の点数を加算します。

6歳未満の乳幼児の場合  
(137 / 147点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、お薬手帳等による調剤料の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。

### 4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

1・単一建物患者が1人の場合  
650点 / 回

あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんと会つて通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が家業の薬剤管理指導料を算定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。

2・単一建物患者が2人以上  
9人以下の場合  
320点 / 回

3 : 1及び2以外の場合  
290点 / 回

在宅患者オンライン薬剤管理指導料  
(59点)

在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導（訪問薬剤管理指導と同様に行う場合を除く。）を行った場合に算定します。

### 5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項

後発医薬品調剤体制加算  
(21 / 28 / 30点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

### 6・連携強化加算に関する事項

連携強化加算  
(5点)

他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新規感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。

### 7・医療DX推進体制整備加算に関する事項

医療DX推進体制整備加算  
(4点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、1月1回に限り所定の点数を加算します。

### 8・医療情報取得加算に関する事項

医療情報取得加算  
(1 / 3点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月1回に限り所定の点数を加算します。

### 9・在宅薬学総合体制加算に関する事項

在宅薬学総合体制加算  
(15 / 50点)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理費若しくは介護予防居宅療養管理指導料を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

## 当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

1.どの保険医療機関等にも応需します。

2.【**調剤基本料**】の【**施設基準**】に該当します。

3.麻薬小売業者の許を取得し、必要な指導を行なうことが可能です。

4.在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行なうことがあります。

5.かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行なっています。

6.保健医療機関で患者さん等の間に応じて服用の情報を提供を行なっています。

7.研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。

8.時間外等及び休暇・休日等の実績を有します。

9.麻薬の調剤実績を有します。

10.重複投薬・相互作用等防止の取組実績を有します。

11.かかりつけ薬剤師による一元化・統合的な薬剤管理指導の実績を有します。

12.外来服薬支援料の算定実績を有します。

13.服用薬剤調剤・投薬料の算定実績を有します。

14.服薬情報等の監視の実績を有します。

15.介護予防の実績を行なっています。

16.120日以内以上の医療用医薬品を備えています。

17.薬局内連携による医薬品の販売を行なっています。

18.併用を開始する時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。

19.地域の行政機関・保健医療機関・訪問看護ステーション及び福祉関係等に対して、急患等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制を整備しています。また、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行なっています。

20.患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の使用及び保管取扱いの注意に周知を行なっています。

21.平日は1日8時間以上、土曜日は日曜日より遅い曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。

22.管理薬剤師が常に定められた分野を有します。

23.調剤從事者等の資質向上のための研修体制を整備しています。

24.常に最新の「医薬品・医療機器等安全性情報」、「医療品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行なっています。

25.プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。

26.一般用医薬品及び要指導医薬品・健康サポート用医薬品の届け出と算定をされています。

27.般用医薬品を販売するとともに、健康相談・健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行なっています。

28.緊急避難体制を整備することで、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応需・対応し、調剤を行なう体制を整備しています。

29.敷地内外は禁煙とし、たばこ及び喫煙器を販売していません。

30.医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。

31.在宅療養の支援に係る他職種とのマネジメントと連携を行なっています。

32.薬物療法の安全性向上に資する医療用医薬品の調査実績があり、副作用報告体制を整備しています。

33.直近3ヶ月で調剤した後発医薬品の品目割合で、10%以上の実績を有します。

34.他の保険薬局との連携により、患者さんの服用する医療用医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の使用及び保管取扱いの注意に周知を行なっています。

35.医療用医薬について、注射用品目を含む品目以上を含め、必要な薬剤交付及び指導を行なうことができます。

36.2人以上の薬剤師が備え、巡回・クリーペンチ等又は安全ナビゲーションツールの設備を備え、注射薬等の無菌的剤を行なっています。

37.多剤併用・重複投薬等の解消に係る取組の実績を有します。

38.電子情報処理の使用による調剤録及び医薬品服用履歴の管理の体制を整備しています。

39.電子カルテ等によるサービス活用できる体制を有しています。

40.オンラインによる調剤録及び医薬品服用履歴の管理の体制を整備しています。

41.オプン・カウンタの導入やシステム活用して調剤等を実施できる体制を有します。

42.第3種医薬品の販売に係る医療用医薬品の届け出を受けた保険薬局です。

43.災害時の通報等に応じて、医療用医薬品の届け出を受けた保険薬局等との連携により準備・対応を行なっています。

44.医療用医薬の販売に係る取扱い規制を行なっています。

45.保険用医薬品の販売に係る取扱い規制を行なっています。

46.保険用医薬品の販売に係る取扱い規制を行なっています。

47.医療用医薬の販売に係る取扱い規制を行なっています。

48.かかりつけ薬剤師と連携でできる一分野を経験する保険薬剤師を配置しています。

49.かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。

50.高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。

### 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

### 訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点=10円です。（計算例）10点=100円（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です）

## 調剤報酬点数表（令和6年6月1日施行）

### 第1節 調剤技術料

#### 項目

#### 算出

#### 主な要件

#### 点数

#### 調剤基本料

#### 1・標準料

#### 2・調剤基準料

#### 3・調剤基準料2

#### 4・調剤基準料3

#### 5・調剤基準料4

#### 6・調剤基準料5

#### 7・調剤基準料6

#### 8・調剤基準料7

#### 9・調剤基準料8

#### 10・調剤基準料9

#### 11・調剤基準料10

#### 12・調剤基準料11

#### 13・調剤基準料12

#### 14・調剤基準料13

#### 15・調剤基準料14

#### 16・調剤基準料15

#### 17・調剤基準料16

#### 18・調剤基準料17

#### 19・調剤基準料18

#### 20・調剤基準料19

#### 21・調剤基準料20

#### 22・調剤基準料21

#### 23・調剤基準料22

#### 24・調剤基準料23

#### 25・調剤基準料24

#### 26・調剤基準料25

#### 27・調剤基準料26

#### 28・調剤基準料27

#### 29・調剤基準料28

#### 30・調剤基準料29

#### 31・調剤基準料30

#### 32・調剤基準料31

#### 33・調剤基準料32

#### 34・調剤基準料33

#### 35・調剤基準料34

#### 36・調剤基準料35

#### 37・調剤基準料36

#### 38・調剤基準料37

#### 39・調剤基準料38

#### 40・調剤基準料39

#### 41・調剤基準料40

#### 42・調剤基準料41

#### 43・調剤基準料42

#### 44・調剤基準料43

#### 45・調剤基準料44

#### 46・調剤基準料45

#### 47・調剤基準料46

#### 48・調剤基準料47

#### 49・調剤基準料48

#### 50・調剤基準料49

#### 51・調剤基準料50

#### 52・調剤基準料51

#### 53・調剤基準料52

#### 54・調剤基準料53

#### 55・調剤基準料54

#### 56・調剤基準料55

#### 57・調剤基準料56

#### 58・調剤基準料57

#### 59・調剤基準料58

#### 60・調剤基準料59

#### 61・調剤基準料60

#### 62・調剤基準料61

#### 63・調剤基準料62

#### 64・調剤基準料63

#### 65・調剤基準料64

#### 66・調剤基準料65

#### 67・調剤基準料66

#### 68・調剤基準料67

#### 69・調剤基準料68

#### 70・調剤基準料69

#### 71・調剤基準料70

#### 72・調剤基準料71

#### 73・調剤基準料72

#### 74・調剤基準料73

#### 75・調剤基準料74

#### 76・調剤基準料75

#### 77・調剤基準料76

#### 78・調剤基準料77

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

- くさの 薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行ふことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者との他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - 保険薬局であること。
  - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業者の職種、員数)

### 第3条

- 従業者について
  - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
  - 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

## (営業日および営業時間)

### 第5条

- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 通常、平日の9:00～18:00、木曜日の8:00～16:00とする。
- 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## (通常の事業の実施地域)

### 第6条

- 通常の実施地域は、福岡市、前原市、糸島市の区域とする。

## (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
  - 薬剤服用歴の管理
  - 薬剤等の居宅への配達
  - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - 使用薬剤の効能性に関するモニタリング
  - 薬剤の重複投与・相互作用等の回避
  - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - 使用薬剤・用法・用量等に関する医師等への助言
  - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

## (利用料その他の費用の額)

### 第8条

- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
  - 片道 0～2km 0円
  - 片道 2～10km 実費 円
  - 片道 10km超 円

## (緊急時等における対応方法)

### 第9条

- 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

## (その他運営に関する重要事項)

### 第10条

- 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和6年6月1日より施行する。

# 介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

## 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

## 2. 営業日および営業時間

平日： 9:00～18:00  
木土曜日： 8(木)、9:00～16:00  
休み： 日曜日、祝祭日

※なお緊急時は上記の限りではありません。

## 3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

## 4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

（電話： 092-642-7859 FAX： 00092-642-7857）

所轄の介護保険担当窓口 [城南区福祉・介護保険課]

（電話： 092-883-4105 FAX： 092-822-2133）

# 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

## <在宅医療に係る交通費>

患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 0～2km	0円
・片道 2～10km	実費 円
・片道 10km超	実費 円

## <薬剤の容器代>

容器1個につき

相応実費 円を徴収

## <患家へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料

0円

## <希望に基づく甘味剤等の添加>

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）

1製剤につき 0円

## <希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）

1週間分につき 20円

## <希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供）

希望により注文販売します ～ 相応実費 円位

（商品により違います）

福岡県知事指定介護保険事業所

番号： 第 4041148471 号

薬局名： くさの薬局

住所： 福岡市城南区鳥飼5丁目5番6号

TEL：

管理薬剤師： 草野洋子

開設者： 草野仁

# 調剤報酬点数表（令和6年10月1日以降、順次施行）

## 第1節 調剤技術料

令和6年8月30日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） ”（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算 1 : 21点、2 : 28点、3 : 30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%※1以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	※1 令和7年1月以降は 30%
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 10%※2以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	※2 令和7年1月以降は 20%
医療DX推進体制整備加算 3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 5%※3以上 ほか、月1回まで	※3 令和7年1月以降は 10%
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ ” ）または原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トロチゾル、軟・硬膏剤、パッカ剤、リコメド剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

## 第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点 4点
① 内服薬あり			
② ①以外			
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算		複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算1	-	オンライン資格確認体制、6月に1回まで	3点
医療情報取得加算2	-	オンライン資格確認による薬剤情報等取得、6月に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3ヵ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外 ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	再調剤 45点、それ以外 59点 45点
① 通常（②・③以外）			
② 介護老人福祉施設等入所者			
③ 情報通信機器を使用（オンライン）			
麻薬管理指導加算		3ヵ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	-	3ヵ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料1		月1回まで	185点
外来服薬支援料2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料2	-	内服薬6種類以上→处方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料2		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点 320点 290点 59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者は原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

### 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
"（所定単位につき15円を超える場合）	"	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の適減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

### 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

### 介護報酬（令和6年6月1日施行）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2~9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた服薬指導	《薬局の薬剤師の場合》 } 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%